

## 地方行政体制特別委員会・大都市制度検討部会（3月19日） における主な議論

### （1） 現行の政令指定都市制度

- 都道府県の広域調整機能の重要性を主張すべき
  - ・ 現状は、政令指定都市を含めた広域調整機能が十分機能していない。  
（例）ハイパーレスキュー隊派遣、新型インフルエンザ対応、原発・放射能対応河川管理、道路整備
  
- 政令指定都市として責任を十分果たすべき
  - ・ 権限と財源が不一致・ねじれが生じているものがある。  
（例）教職員給与の県費負担：任命・配置は市、給与は都道府県
  
  - ・ 政令指定都市の主張している問題は、財源問題に特化されている。  
（例）超過課税：法人二税について超過課税を行った際、「大都市交付金」を求められ、県税である法人税から10億円規模を交付。（神奈川県）
  
- 二重行政の課題を整理すべき
  - ・ 港湾・空港管理について、組織が二重化。  
（例）県・市に空港課があり、路線の獲得の際に別々の動きをするケースあり。

### （2） 「大阪都」構想などの大都市制度改革

- 都道府県のあり方について議論すべき
  - ・ 大都市制度と都道府県は表裏一体の関係。
  
- 地域が自ら選択できる大都市制度を作っていくべき
  - ・ 地域の実情により、県と市を一体化する構想（新潟）や広域と基礎自治体の役割を明確化する構想（大阪）など内容は異なる。  
  
  - ・ 政令指定都市も70万人から300万人まで人口規模が異なり、成熟度が違っている。多様な政令指定都市に一律な都市制度（事務配分・関与）は問題あり。